資料５

令和5年度第1回沖縄地方労働審議会

沖縄地方労働審議会運営規程の一部変更及び会長代理の指名について

令和５年 11 月 21 日

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

沖縄労働局

１　沖縄地方労働審議会運営規程の一部を変更する理由

「沖縄地方労働審議会運営規程」(「以下、規程という。」)の根拠法令である「地方労働審議会令」の第5条第１項第3号において、会長代理の指名に係る記載があるが、現在の規程には、代理に関する記載がないため、追加変更を行いたい。

【参考】地方労働審議会令
（会長）
第五条　　審議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。
２　　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
３　　会長に事故があるときは、公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

２　変更内容(案)について

沖縄地方労働審議会運営規程

現行	変更後
第４条　会長は、会議の議長となり、議事を整理する。 ２　委員は、会議において発言をしようとするときは、会長の許可を受けるものとする。 ３　審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。	第４条　会長は、会議の議長となり、議事を整理する。 ２　委員は、会議において発言をしようとするときは、会長の許可を受けるものとする。 ３　審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。 **４　会長に事故があるときは、公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。(追記)**